

皆様へのお願い



たばこの吸い殻や空き缶のポイ捨てをはじめとした迷惑行為について、あなたはどのように思いますか？

このような迷惑行為の理由としては、社会人のマナーやモラルの低下によるところが大きいと考えられます。

マナーは、本来、人から言われて守るものではありません。自分がされて迷惑であると感じることは、絶対にしないことを心がけましょう。

いつか、市民マナー条例を必要としなくなる日を目指して！

迷惑行為を改善しないと…



市長は、次の人が、改善の勧告・命令などを受けた上で、正当な理由なく改善命令に従わない場合には、氏名や住所などを、公表することができます。

- ア. 周辺に空き缶や吸い殻などが散乱していてもゴミ箱や灰皿の設置などをしない販売事業者
- イ. ふんの放置などの適切でない飼い方をしている犬・ねこの飼い主
- ウ. 市が管理する施設に落書きをした人



浜松市環境部環境政策課 平成26年7月発行

〒432-8023
浜松市中区鴨江三丁目1番10号 鴨江分庁舎4階
Tel : 053-453-6149 Fax : 053-450-7013
Email: kankyou@city.hamamatsu.shizuoka.jp

みんなが住みやすい街をつくるために

浜松市快適で良好な生活環境を確保する条例
(市民マナー条例)



あしただからではいけません

市民マナー条例で禁止している5つの迷惑行為

あ 歩きたばこ

歩行中や自転車乗車中などの喫煙はやめましょう。

吸い殻のポイ捨てや火傷の防止のため、灰皿が設置してある場所で喫煙してください。



し 身体障害者用駐車場の不適切な利用

身体障害者用駐車場を利用するときは、決められた利用方法を守り、適正に利用しましょう。

駐車場の管理者は、身体障害者用駐車場の区画を表示するようにしてください。



【身体障害者用駐車場】

車いすを使用している人や身体の不自由な人が、車の乗り降りをしやすいように広さと駐車場への出入りのしやすさに配慮された駐車スペースです。

た たばこの吸い殻・空き缶などのポイ捨て

自分で出したゴミは、持ち帰るかゴミ箱に捨て、ポイ捨てはやめましょう。

また、ゴミが捨てられないように地域の清掃活動に努めましょう。

販売事業者や土地所有者は、ゴミが散乱しないような措置を講じたり、周辺の清掃に努めたりしましょう。



か 飼い犬・ねこのふんの放置

飼い主は、飼っている犬やねこのふんを回収し、放置しないようにしましょう。

また、ねこの飼い主は、ねこを部屋の中で飼うように努めましょう。



【処理方法】

散歩途中でふんをした場合は、その場で埋めないで、ふんを持ち帰りましょう。

ら 落書き

落書きはやめましょう。

落書きは犯罪であり、された人ばかりでなく、それを見る人の気持ちも不快にします。



この条例の対象者は、浜松市民だけでなく、市外からの通勤・通学者や旅行者など市内にいるすべての人です。



市外からの通勤者



市外からの通学者



旅行者



ハマナちゃん